

国産材需給緊急対策について

平成21年4月23日
農 林 水 産 省

昨年9月以降の世界的な金融危機を背景とした我が国の新設住宅着工の減少などにより、木材需要は大幅に減退し、木材業界は厳しい状況となってきた。

このため、林野庁は業界団体と共に「金融危機木材産業影響対策本部」を設置し、各省庁を含めた対策の普及等に努めているところである。

しかしながら、今年1月以降も住宅着工戸数が減少し、木材の需給ギャップが拡大するなど、市況動向は一層深刻な状況になりつつあり、京都議定書のCO₂削減目標の達成に向けた間伐の推進等にも支障を生じかねない状況である。

このような状況を打開し、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、地域経済の活性化に貢献するため、今般の経済危機対策として、伐採から搬出・利用の一環した取組により間伐材のフル活用を図るための木材・木質バイオマス利用施設の整備や学校の武道場等の公共施設等における木材の需要拡大等の措置を講じることとしている。

これらに加えて、木材需給ギャップの解消に主眼を置いた当面の措置として、木材需要の拡大と供給の調整等を柱とする、以下の対策を緊急に講じていくこととする。

- 1 木材需要拡大(公共施設等)
 - ・ 副大臣会議において、政府全体での木材利用推進の要請
 - ・ 農林水産省内の木材利用推進の徹底
 - ・ 知事会、市長会、町村会に対する公共施設等への木材利用要請
- 2 木材需給ギャップの解消
 - ・ 国有林の立木伐採や販売時期の先送り(伐採期限が到来した立木搬出期間の延長、立木販売時期の先送りなど)、これらによる原木市場への供給量の絞り込み
 - ・ 主要原木市場における集荷状況のモニタリング
 - ・ 関係業界との意見交換会の実施
- 3 その他
 - ・ 流通業界での流通在庫の確保
 - ・ セーフティーネットの充実(農林漁業信用基金による緊急相談窓口の設置)